

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第2号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係） 1～15 略 <u>16 社団法人香川県看護協会（昭和51年9月30日に社団法人香川県看護協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>17 社団法人地方税電子化協議会（平成18年4月1日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>別表第2（第2条関係） 1 略 <u>2～10 略</u></p>	<p>別表第1（第2条関係） 1～15 略</p> <p>別表第2（第2条関係） 1 略 <u>2 香川県住宅供給公社</u> <u>3～11 略</u></p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。